

令和2年度 入札・契約制度改正について

令和2年度に高知県が発注する公共工事に係る入札・契約制度の改正の概要は次のとおりです。

1 建設事業者の働き方改革に向けた入札期間の延長

(令和2年4月1日以降に入札公告等を行う工事・委託業務から適用)

建設業の働き方改革の推進に向け、一般競争入札及び指名競争入札における標準的な入札期間を見直し、入札者の見積額積算期間を確保するため、公告・指名通知後や質疑回答後から入札締切日までの標準的な期間（日程）を延長する。 ※ 閉庁日を含まない日数

入札方式	期間区分（標準期間）	改正前	改正後
一般競争入札 （価格競争）	公告日から入札締切日までの期間	16日	18日
	質疑回答日の翌日から入札締切日までの期間 ※	2日	4日
指名競争入札	指名通知日から入札締切日までの期間	15日	17日
	質疑回答日の翌日から入札締切日までの期間 ※	2日	4日

2 事業量の増大に伴い発生している不調・不落への対応

(令和2年4月1日以降に指名通知を行う工事から適用)

災害復旧や国の国土強靱化基本計画に基づく防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策による事業費の増大に伴って増加傾向にある不調・不落の発生を逡減するため、これまでは不調扱いとしてきた指名競争入札における一者入札については、当面の間、一定の競争性が確保されていることを前提に有効な入札として試行的に認めることで、発注者と応札者の入札手続に係る負担を軽減するとともに、速やかな契約、着工により災害に強い県土づくりを進める。

3 民法の改正に伴う建設工事請負契約書の改正

(令和2年4月1日施行の改正民法への対応)

令和2年4月1日から施行される改正民法にあわせて改正される国の公共工事標準請負契約約款に準じて、受注者の請負代金債権の譲渡の取扱いを変更するとともに、「瑕疵」については、「契約不適合（契約の内容に適合しないもの）」と改めたほか、その場合の発注者の権利として、履行の追完請求権や請負代金の減額請求権等について、県の建設工事請負契約書に定める等、所定の改正を行う。

4 前年度の取扱いを継続するもの

① 独占禁止法の遵守に係る誓約書の特例

契約時に、独占禁止法の遵守及び談合等に関与していない旨の誓約書を受注者から発注者に提出する取扱いを特例として定めているものを継続する。

② 現場代理人の常駐義務緩和

現場代理人の常駐義務について、一定の条件で緩和する措置を継続する。

③ 平成30年7月豪雨災害への対応としての配置技術者の要件緩和

平成30年7月豪雨に係る災害復旧工事では、特例措置として、専任での配置を要する主任（監理）技術者と建設事業者との雇用関係があれば、3か月以上の「恒常的な雇用関係」までは求めない特例を継続する。

高知県土木部

(問い合わせ) 土木政策課 (契約担当)

電話 : 088-823-9813 (直通)